

## 航空法

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 業務範囲外行為の許可
- ② 手続根拠 : 航空法第28条第3項
- ③ 手続対象者 : 試験飛行等のため業務範囲外行為をなそうとする者
- ④ 提出時期 : 試験飛行等のため業務範囲外行為許可を得ようとするとき
- ⑤ 提出方法 : 航空法施行規則第51条の2により申請書を作成し、添付書類とともに、国土交通省の以下のいずれかの部署へ提出してください

(日本国籍機に乗り組む場合)

- ・本邦外での飛行の許可を必要とする場合 : 国土交通省航空局安全部安全政策課
- ・上記以外で離陸地点が静岡県、長野県、新潟県以東の場合 : 東京航空局保安部運航課
- ・上記以外で離陸地点が愛知県、岐阜県、富山県以西の場合 : 大阪航空局保安部運航課

(外国籍機に乗り組む場合)

- ・同一飛行場で離着陸を行う場合で、当該飛行場の所在地が静岡県、長野県、新潟県以東の場合 : 東京航空局保安部運航課
- ・同一飛行場で離着陸を行う場合で、当該飛行場の所在地が愛知県、岐阜県、富山県以西の場合 : 大阪航空局保安部運航課
- ・上記以外の場合 : 国土交通省航空局安全部安全政策課

- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 飛行経歴その他の経歴を有することを証明する書類他  
詳細は申請窓口にお問い合わせください。
- ⑧ 申請書様式 : 航空法施行規則第51条の2
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせください

### 2. 窓口情報

- ① 提出先 :  
国土交通省航空局安全部安全政策課 03-5253-8111 (内線50316)  
東京航空局保安部運航課 03-5275-9321  
大阪航空局保安部運航課 06-6937-2781
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- ③ 相談窓口 : ①と同じ

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 通達「航空法第28条第3項の規定に基づく業務範囲外行為の許可について」  
(平成15年国空乗第167号)
- ② 標準処理期間 : 国土交通省航空局安全部安全政策課による手続を必要とする場合 : 1ヶ月  
地方航空局保安部運航課による手続を必要とする場合 : 10日間
- ③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)